

第4次桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画



桶川市のマスコットキャラクター

「オケちゃん」

令和3年4月

桶 川 市

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景、趣旨	1
2	目的	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象範囲	2
6	基準年度	3
7	対象とする温室効果ガス	3
8	計画の実施状況の公表	3

第2章 これまでの取組成果

1	第1次計画における目標の達成状況	4
2	第2次計画における目標の達成状況	5
3	第3次計画における目標の達成状況	6

第3章 計画の目標

1	第4次計画の目標設定の考え方	7
2	第4次計画の基準値の設定	7
3	目標	7

第4章 取組内容

1	取組に対する基本的考え方	8
2	削減目標達成に向けた取組み	9

第5章 推進・管理体制

1	推進体制	12
2	目標値の達成度評価・見直し	13

1 計画策定の背景、趣旨

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、異常気象や、農作物・生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際社会においては、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、その中核とされる「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の中に「気候変動に具体的な対策を」との項目が掲げられ、地球温暖化を含めた環境・経済・社会に関する様々な課題を総合的に解決するという強い意志が共有されることとなりました。

また同年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組むための枠組みが構築されました。

国においては、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」が施行され、国、県や市町村などの地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務が示され、地方公共団体は事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制に向けての実行計画の策定が義務付けられることとなりました。

また「パリ協定」の翌年の平成28年5月には、地球温暖化対策計画（以下「同計画」という。）が閣議決定され、国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26.0%減とする目標が掲げられました。

地方公共団体は、同計画において、その基本的な役割として実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらに国では、昨年の令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。この宣言は、経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すものとなっています。

本市においては、これまで国の動向に沿い、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組みを行っています。

平成15年2月には、市内の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を進めるため「桶川市環境にやさしい市内率先実行計画（以下「第1次計画」という。）」を策定しました。その後、平成20年度から平成24年

度を計画期間とする「第2次桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画（以下「第2次計画」という。）」を策定し、続いて平成25年度から平成29年度を令計画期間とした「第3次桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画（以下「第3次計画」という。）」を策定しました。第3次計画は、計画期間途中で令和2年度までの期間延長を行うなどし、継続的に温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

今後においては、2050年カーボンニュートラル宣言に基づく国の動向を注視するとともに、地球温暖化に対する情勢を踏まえ、市全体で温室効果ガスの削減に向けた取組みを引続き実施していくため、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とした「第4次桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画（以下「第4次計画」という。）」を策定し、職員と市民に明らかにしていくものです。

（※3次計画は、当初平成29年度までの5年間であったが、その間新庁舎建設に伴う庁舎移転のため温室効果ガス排出量が一定とならず、また平成30年度末には、環境センターのごみ焼却施設が稼働停止という事象もあったため、温室効果ガス排出量が一定となる令和元年度を次計画の基準年度とするため、3年間延長した。）

2 目的

桶川市が行政運営する際に、様々な形で環境に負荷を与えていることを認識し、桶川市を環境に負荷を与えている事業場として位置付け、桶川市は組織を挙げて、また、職員一人ひとりが省エネルギー・資源リサイクル等を率先実行し、桶川市環境基本計画を推進するとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの総排出量を抑制し、「地球にやさしいエコオフィス桶川市役所」づくりを目指すことを目的とします。

3 計画の位置づけ

第4次計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく、地方公共団体が定めなければならないとする実行計画であるとともに、桶川市環境自治体宣言の実現、桶川市環境基本計画を推進する実行計画と位置づけます。

4 計画の期間

第4次計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 計画の対象範囲

市が行うすべての事務・事業とします。

なお、民間事業者等に委託して行う事業や指定管理者制度を置いている公共

施設等については計画の対象から除きますが、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請します。

6 基準年度

基準年度は、令和元年度とします。

7 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

なお、第4次計画における温室効果ガス排出量の算定は、第3次計画で使用した排出係数等に基づいて行います。

8 計画の実施状況の公表

第4次計画における実施状況の公表は、次のとおり行います。

（1）職員への周知

第4次計画の実施状況を全職員に周知し、各職員の所属する課等において点検・評価・見直しを行い、より環境にやさしい行動に向けた取組を進めます。

（2）市民への公表

第4次計画の実施状況を広報・ホームページ等により、年1回公表します。

第2章 これまでの取組成果

1 第1次計画における目標の達成状況

(計画期間 平成15年度～平成19年度)

第1次計画の温室効果ガス総排出量に関する目標は、基準年度（平成13年度）の集計対象施設・事業について、温室効果ガス総排出量を6%削減することとなっています。

第1次計画最終年度（平成19年度）における温室効果ガス総排出量は2,607,863 kg-CO₂で、基準年度（平成13年度）と比較して11.3%削減となっており、第1次計画における目標を達成することができました。

なお、第1次計画において、算定の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のみとなっています。

(1) 温室効果ガス排出量の取組結果

項目	基準値 (平成13年度)	目標	実績値 (平成19年度)	増減率	判定
温室効果ガス	2,939,840 kg-CO ₂	▲6%	2,607,863 kg-CO ₂	▲11.3%	○

(2) 燃料等使用量の取組結果

項目	基準値 (平成13年度)	実績値 (平成19年度)	増減率
ガソリン	37,783 L	34,101 L	▲9.7%
灯油	64,075 L	66,222 L	3.4%
軽油	3,506 L	1,760 L	▲49.8%
A重油	0 L	0 L	—
LPガス	58,044 m ³	35,696 m ³	▲38.5%
都市ガス	122,817 m ³	63,578 m ³	▲48.2%
電気	5,139,116 kWh	5,024,853 kWh	▲2.2%
水道	171,006 m ³	131,463 m ³	▲23.1%
コピー用紙	4,549,239 枚	3,936,754 枚	▲13.5%
大型ロール	6,900 m	13,795 m	99.9%

2 第2次計画における目標の達成状況

(計画期間 平成20年度～平成24年度)

第2次計画の温室効果ガス総排出量に関する目標は、基準年度（平成18年度）の集計対象施設・事業について、温室効果ガス総排出量を3%削減することとなっています。

平成24年度終了時において、温室効果ガス総排出量は、4,140,489 kg-CO₂で、基準年度（平成18年度）と比較して9.1%削減となっており、第2次計画における目標を達成しています。

なお、第2次計画において、算定の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のほか、平成20年度からメタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン（HFC）が追加されています。

(1) 温室効果ガス排出量の取組結果

項目	基準値 (平成18年度)	目標	実績値 (平成24年度)	増減率	判定
温室効果ガス	4,555,067 kg-CO ₂	▲3%	4,140,489 kg-CO ₂	▲9.1%	○

(2) 燃料等使用量の取組結果

項目	基準値 (平成18年度)	実績値 (平成24年度)	増減率
ガソリン	41,982 L	35,258 L	▲16.0%
灯油	60,722 L	55,656 L	▲8.3%
軽油	26,776 L	17,971L	▲32.9%
A重油	32,150 L	31,050 L	▲3.4%
LPガス	35,695 m ³	39,696 m ³	11.2%
都市ガス	43,821 m ³	30,188 m ³	▲31.1%
電気	6,276,253 kWh	5,671,508 kWh	▲9.6%
水道	125,623 m ³	108,673 m ³	▲13.5%
コピー用紙	4,598,946 枚	5,614,130 枚	22.1%
大型ロール	15,323 m	400 m	▲97.4%
廃棄物焼却量	16,221 t	15,628 t	▲3.6%

3 第3次計画における目標の達成状況

(計画期間 平成25年度～令和2年度)

第3次計画の温室効果ガス総排出量に関する目標は、基準年度（平成24年度）の集計対象施設・事業について、温室効果ガス総排出量を2%削減することとなっています。

平成29年度終了時において、温室効果ガス総排出量は、3,000,641 kg-CO₂で、基準年度（平成24年度）と比較して4.4%削減となっており、第3次計画における目標を達成しています。

なお、平成30年度・令和元年度・令和2年度については、新庁舎の稼働開始や、環境センターのごみ焼却施設の稼働停止によって、基準年度（平成24年度）との比較による削減になじまないことから、数値による目標設定はせず、削減に向けた取組を行いました。

(1) 温室効果ガス排出量の取組結果（平成29年度終了時）

項目	基準値 (平成24年度)	目標	実績値 (平成29年度)	増減率	判定
温室効果ガス	3,137,869 kg-CO ₂	▲2%	3,000,641 kg-CO ₂	▲4.4%	○

(2) 燃料等使用量の取組結果（平成29年度終了時）

項目	基準値 (平成24年度)	実績値 (平成29年度)	増減率
ガソリン	35,258 L	33,503 L	▲5%
灯油	55,656 L	6,309 L	▲88.7%
軽油	17,971 L	8,778 L	▲51.2%
A重油	31,050 L	26,220 L	▲15.6%
LPガス	39,696 m ³	30,737 m ³	▲22.6%
都市ガス	30,188 m ³	31,275 m ³	3.6%
電気	5,671,508 kWh	5,836,185 kWh	2.9%
水道	108,673 m ³	92,792 m ³	▲14.6%
コピー用紙	5,614,130 枚	7,371,252 枚	31.3%
大型ロール	400 m	40 m	▲90%
廃棄物焼却量	15,628 t	14,479 t	▲7.4%

・基準年度を24年度とした理由

本来は平成23年度を基準年度とするが、東日本大震災の影響による電力不足の緊急対応を行っており、本来の排出量が把握できなかったため。

第3章 計画の目標

1 第4次計画の目標設定の考え方

本市では、平成15年度策定の第1次計画から令和2年度を末とする第3次計画まで、長期に渡り温室効果ガス排出量の削減に取組み、成果をあげています。成果の大きな要因としては、新庁舎完成に伴い、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入したことや、ごみ焼却施設の稼働停止等により、国の中期目標である平成25年度比26%削減を達成しています。

このような削減状況のなか、第4次計画の目標設定につきましては、国の動向等を踏まえ、更なる削減に向けて取組む姿勢として目標を設定するものです。

2 第4次計画の基準値の設定

第4次計画の基準値については、基準年度となる令和元年度の温室効果ガス排出量の数値となります。なお、第4次計画における温室効果ガス排出量の算定は、第3次計画で使用した排出係数に基づいて行います。

3 目標

温室効果ガス排出量の削減目標

第4次計画では、計画期間の最終年度である令和7年度に、基準年度（令和元年度）比で、温室効果ガス総排出量の1%削減を目指します。

項目	基準値 (R1年度排出量)	取組目標(令和7年度末)	
		削減率	目標値
温室効果ガス	2,201,673 kg-CO ₂	1%	2,179,656 kg-CO ₂

1 取組に対する基本的考え方

温室効果ガスは、エネルギーの消費や製品の使用に伴って排出されるだけでなく、製品の原料の調達、製造、流通、廃棄の段階でも排出されています。温室効果ガスの排出を抑制するためには、消費や製品の使用に伴い排出する温室効果ガスを抑制することと、各段階での排出抑制に配慮した取組を展開していくことが重要です。

そこで、削減に向けた取組について、エネルギーの消費や製品の使用により直接排出している温室効果ガスを抑制する取組と製品の購入、廃棄等により間接的に排出している温室効果ガスを抑制する取組に分類し、個別具体的な取組項目を次項以下に示します。

2 削減目標達成に向けた取組み

第4次計画において、削減目標を達成するため、大きく直接的な取組みと間節的な取組みに分け、次のとおり削減の分類、取組項目、主な取組と分野毎に整理し、その内容に沿い、各課等及び各職員で全庁的に取組みます。

また、施設の管理者や事業の担当課において、施設・設備の点検などを行い適正な管理に努めるほか、職員や利用者に周知・啓発を行うことで、温室効果ガス排出量の削減の推進を図ります。なお、取組内容については、今後の技術等の進歩や職員等からのアイデア、提案等により逐次充実させることとします。

(1) 排出を直接抑制するための取組（直接的な取組）

自らの事務・事業の実施に伴う燃料の消費や電気製品・機器等の使用により発生している温室効果ガスの排出を削減するための取組みは次のとおりです。

削減の分類	取組項目	主な取組
電気使用量の削減	空調機器の運転時間・適正温度の遵守	運転については原則業務時間内のみとし、適正な室温（夏季：28℃、冬季：20℃）となるよう、設定温度を調節する。
	不要な照明の消灯	昼休み時間は窓口業務を除き、消灯する。
		勤務時間前、勤務時間後は不要な照明を消灯する。
	自然エネルギーの活用	自然の風や光を取り入れ、室内の明るさや温度の調節をする。
残業の抑制	効率的な事務の執行により残業の削減を進め、毎週水曜日のノー残業デーは、速やかに退庁する。	
燃料使用量の削減 【対象となる燃料】 ・灯油 ・A重油 ・LPガス ・都市ガス	空調機器の運転時間・適正温度の遵守	運転については原則業務時間内のみとし、適正な室温（夏季：28℃、冬季：20℃）となるよう、設定温度を調節する。
	着衣の工夫による温度調節 (クールビズ及びウォームビズ)	夏季は軽装、冬季は重ね着をするなど着衣を工夫し、温度調節をする。
	ガスコンロ・湯沸かし器等の効率的な使用	むだのないよう、効率的な使用を心がける。
公用車の燃料消費量の削減 【対象となる燃料】 ・ガソリン ・軽油 ・LPガス	公用車の適正管理	アイドリングストップ・エコドライブ(急発進・急加速・空ぶかしをしない。)を励行する。
		公用車の計画的な所有と使用に努め、タイヤの空気圧点検等定期的な点検を実施する。
	公共交通機関の利用推進	出張等の際には、電車等の公共交通機関の利用に努める。

<p>公用車の燃料消費量の削減</p>	<p>自転車・徒歩による移動の推進</p>	<p>短距離の移動には、自転車・徒歩を利用する。</p>
<p>【対象となる燃料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン ・軽油 ・LP ガス 	<p>エコカーの導入推進</p>	<p>公用車を新規導入または代替導入する場合は、電気自動車（EV）やハイブリッド車等の次世代自動車を率先導入する。</p>
<p>公共施設等の省エネルギー化の推進</p>	<p>省エネルギー機器の導入推進</p>	<p>公共施設の新増設や改修に際し、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備、LED照明等の省電力機器及び高効率型のエネルギーシステムの導入に努める。</p>

(2) 排出の抑制に配慮した取組（間接的な取組）

自らの事務・事業で使用する物品の製造から廃棄までの各過程において排出される温室効果ガスの削減につながる取組みは次のとおりです。

削減の分類	取組項目	主な取組
水道使用量の削減	節水機器の導入	節水こま、雨水等を利用した節水型トイレ洗浄器等の節水機器の導入に努める。
	漏水調査	定期的な漏水調査を実施する。
	水栓の適正な管理	水の使用は必要最小限にとどめ、「出しっぱなし」「流しっぱなし」にしない。
ごみの減量化及びリサイクルの推進	ごみの分別と減量化・資源化の徹底	使用済み封筒は、機関・部署内での使用封筒等として再利用する。
		古紙等のリサイクル資源は、新聞紙・ダンボール・雑誌・包装紙・コピー用紙・その他の用紙に確実に分類する。
		出来る限り包装を省いた製品または簡易でリサイクル可能な包装の製品を優先的に購入する。
コピー・プリンター用紙使用量の削減	コピー・プリント枚数の抑制	会議資料等は極力簡素化し、両面印刷・両面コピー等を徹底する。
		庁内 LAN、電子メール等を活用し、ペーパーレス化に努める。
	不要なコピー・プリンター用紙の再利用	不要となったコピー・プリンター用紙は、裏面印刷したり、メモ用紙として再利用する。
グリーン購入の推進	「桶川市グリーン購入調達方針」に基づいた物品等の調達	物品・サービス等を調達する際には、調達方針に基づき調達する。
環境に配慮した公共事業及び施設管理の実施	環境配慮型公共事業の実施	環境負荷の少ない施工技術、方式を採用する。
	公共施設の緑化推進	敷地内の緑化に努める。

1 推進体制

桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画推進会議（以下「エコオフィス推進会議」という。）を設置し、エコオフィス推進会議内にエコオフィス指導員会議を設置し、実施部門として、エコオフィス指導員会議内にエコオフィス推進委員会を設置します。

また、各部局等にエコオフィス指導員、各課等にエコオフィス推進員を置き計画を推進します。

(1) エコオフィス推進会議

- ① エコオフィス推進会議は、庁議を構成する者（ただし、市長及び教育長を除く）で構成します。
- ② エコオフィス推進会議の議長は副市長、副議長は市民生活部長をもって充てます。
- ③ エコオフィス指導員会議からの半期ごとの目標値達成度等を確認し、計画の進捗状況を市長に報告します。
- ④ 計画を達成するための行動方針、取組等の見直しをエコオフィス指導員会議に指示します。

(2) エコオフィス指導員会議

- ① エコオフィス指導員会議は、各部局のエコオフィス指導員（副部長及び議会議務局次長）をもって構成します。
- ② 座長は市民生活部副部長、副座長は総務部副部長をもって充てます。
- ③ 実施状況を半期ごとにまとめ、エコオフィス推進会議に報告します。
- ④ エコオフィス推進会議からの指摘事項を受け、目標値を達成するための行動方針、取組等の見直しを行います。
- ⑤ エコオフィス指導員は、各部局等のエコオフィス推進員を指導・助言し計画を推進します。
- ⑥ エコオフィス指導員は、各部局の実施状況を四半期ごとにまとめ、半期ごとにエコオフィス指導員会議に報告します。

(3) エコオフィス推進委員会

- ① 各部局内のエコオフィス推進員（所属長）をもって構成します。
- ② 委員長は、各部局のエコオフィス指導員を充てます。
- ③ 実施状況を四半期ごとにまとめ、半期ごとにエコオフィス指導員に報告します。

- ④ 各部局等内の計画の推進と進行管理をするとともに、連絡調整等を行います。
- ⑤ エコオフィス推進員は、職員を指導・助言し計画を推進します。
- ⑥ エコオフィス推進員は、実施状況を四半期ごとにまとめ、エコオフィス推進委員会に報告します。

2 目標値の達成度評価・見直し

エコオフィス推進会議は、半期ごとに目標値の達成度を評価し、達成していない場合は、さらに目標値を達成するための行動方針、取組等を見直しをエコオフィス指導員会議に指示します。

達成度の評価は、電気使用量の削減等、削減目標達成に向けた取組項目の実施状況、対象とする温室効果ガス総排出量等を基にして行います。